

第6期秋田市障がい福祉計画・
第2期秋田市障がい児福祉計画
(素案)

令和 年 月
秋 田 市

目次

- 1 計画の概要 1
 - (1) 計画策定の趣旨
 - (2) 基本的理念
 - (3) 他の計画との関係
 - (4) 計画期間
 - (5) 計画の達成状況の点検および評価

- 2 第6期秋田市障がい福祉計画 4
 - (1) 令和5年度の数値目標（成果目標）
 - (2) 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）と見込量確保のための方策

- 3 第2期秋田市障がい児福祉計画 20
 - (1) 令和5年度の数値目標（成果目標）
 - (2) 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）と見込量確保のための方策

- 4 地域生活支援事業の実施に関すること 24
 - (1) 実施する事業の内容
 - (2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み（活動指標）
 - (3) 各事業の見込量確保のための方策

本計画内における「障がい」または「障害」の表記については、「秋田市「障がい」ひらがな表記取扱指針」に基づくものです。

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

「第6期秋田市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、また、「第2期秋田市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、国が示した基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号 最終改正 令和2年厚生労働省告示第213号（以下「基本指針」という。））に即し、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援および地域生活支援事業などの提供体制の確保に係る目標や必要となる見込量およびその見込量を確保するための方策（以下「見込量等」という。）について定めたものであります。

本市では、障がい者支援を図るための中・長期的な基本計画として、障害者基本法に規定された「市町村障害者計画」に位置づけられる「障害者プラン」を平成10年2月に第1次、平成14年3月に第2次と順次策定し、各種施策の充実に努めてきました。

平成18年度に施行された旧障害者自立支援法において、市町村は、「障害福祉計画」を策定することが義務付けられたことから、本市では、平成19年3月に「第3次秋田市障害者プラン（平成19年度～24年度）」を策定する際に、「第1期秋田市障害福祉計画」（平成19年度～20年度）を包含し策定しました。以降、「第2期秋田市障害福祉計画」（平成21年度～23年度）、「第3期秋田市障がい福祉計画」（平成24年度～26年度）、「第4期秋田市障がい福祉計画」（平成27年度～29年度）、「第5期秋田市障がい福祉計画」および「第1期秋田市障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定しております。

「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」については、国の基本指針により3年を1期として作成することが定められていることから、このたび、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期秋田市障がい福祉計画」および「第2期秋田市障がい児福祉計画」を策定したものです。

(2) 基本的理念

「第6期秋田市障がい福祉計画」および「第2期秋田市障がい児福祉計画」は、基本指針を踏まえ、以下に記載する基本的な考え方に基づいて、見込量等を定めたものであり、「第5次秋田市障がい者プラン」の基本理念である「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」を目指すための施策体系となる「権利の擁護の推進」、「情報提供と意思疎通支援の充実」、「地域生活支援の充実」、「自立と社会参加の促進」、「生活環境の充実」を目指す上での障害福祉サービスに関する実施計画として位置づけられるものです。

【秋田市障がい福祉計画および秋田市障がい児福祉計画における基本的な考え方】

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

※本計画では、必要なサービス基盤の整備を具体的に進めるように、第5期障がい福祉計画および第1期障がい児福祉計画を継承しながら新たな考え方を加えております。

(3) 他の計画との関係

この計画は、本市の障がい福祉施策に関する基本的な計画（全体像）を示した「第5次秋田市障がい者プラン」に包含されていることから、当該計画とともに、本市の基本構想となる秋田市総合計画の基にある本市の関連計画との整合性を図ります。

また、障がい児を支援する体制の整備については、本市における子ども子育てに関する施策である「秋田市子ども・子育て支援事業計画」を含めた関連計画と整合性を図っていきます。

(4) 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から5年度の3年間です（国の基本指針による）。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
--------	-------	-------	-------	-------	-------

「第5次秋田市障がい者プラン」 (平成30年度～令和5年度)

「第5期秋田市障がい福祉計画」 (平成30年度～令和2年度)	「第6期秋田市障がい福祉計画」 (令和3年度～5年度)
「第1期秋田市障がい児福祉計画」 (平成30年度～令和2年度)	「第2期秋田市障がい児福祉計画」 (令和3年度～5年度)

(5) 計画の達成状況の点検および評価

(PDCAサイクルの導入による成果目標と活動指標の整理)

この計画の点検および評価については、「PDCAサイクル」に基づいて行います。PDCAサイクルの導入にあたり、国が示した基本指針に基づき、国全体で達成すべき数値目標を新たに「成果目標」とし、この成果目標を達成するために必要となる障害福祉サービスなどの必要な量の見込みを「活動指標」とします。

成果目標や活動指標については、少なくとも1年に1回は、その達成状況を把握し、計画の中間評価として、秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会に状況の報告を行い、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しなどの対策を講じながら計画を推進していきます。

また、計画の達成状況や中間評価の結果について、本市のホームページ等を用いて公表することとします。

2 第6期秋田市障がい福祉計画

(1) 令和5年度の数値目標（成果目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活移行者数の目標値を定めます。

【国の基本指針】

令和元年度末時点の施設入所者数の**6%以上が地域生活へ移行するとともに**、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から**1.6%以上削減**することを基本とする。また、当該目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【本市の目標】

令和元年度末時点の施設入所者数から**44人(8.96%)**が地域生活に移行するとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から**22人(4.48%)**削減することを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
令和元年度末時点の入所者数(A)	491人	令和元年度末の数値です。
目標年度入所者数(B)		
令和5年度見込み	469人	令和5年度末の入所人員見込数です。 ※国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設等に継続入所している18歳以上の入所者数は含まず
削減見込み(A)－(B)		
令和5年度【目標値】	22人(4.48%)	第6期障がい福祉計画における目標値です。
地域生活移行者数		
令和5年度【目標値】	44人(8.96%)	令和元年度末から令和5年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の目標値です。

参考 【第5期障がい福祉計画策定時の目標値】

項目	数値	説明
平成28年度末時点の入所者数(A)	487人	平成28年度末の数値です。
目標年度入所者数(B)		
令和2年度目標値	477人	第5期障がい福祉計画策定時の見込数です。
令和2年度実績(見込み)	492人	令和2年度末の入所人員実績(見込)数です。
削減見込み(A)-(B)		
令和2年度目標値	10人(2.05%)	第5期障がい福祉計画策定時の差引減少目標値です。
令和2年度実績(見込み)	△5人(△1.03%)	令和2年度末の差引減少実績数です。
地域生活移行者数		
令和2年度目標値	59人(12.11%)	第5期障がい福祉計画策定時の目標値です。
令和2年度実績(見込み)	44人(9.03%)	平成28年度末から令和2年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の実績数です。

② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点について、その拠点整備の目標を定めます。

【国の基本指針】

令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。

【本市の目標】

本市においては、地域生活支援拠点等の整備しており、その機能の充実を図るとともに、年1回以上運用状況を検証および検討してまいります。

【目標設定の考え方】

平成30年度から拠点等が市内の東部において稼働しておりますが、拠点が有する機能の充実を図るため、運用状況を検証して出された課題等について協議・検討してまいります。

③ 福祉施設からの一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等を通じての一般就労への移行者数等

福祉施設利用者(※1)のうち、就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労(※2)へ移行する者の人数について目標値を定めます。

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労への移行者が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とし、うち就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については1.26倍以上、就労継続支援B型事業については1.23倍以上を目標とする。また、当該目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【本市の目標】

本市では、令和2年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の人数が、目標を達成する見込みであることから未達割合を加えないこととし、令和5年度中に福祉施設の利用から一般就労への移行者が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍、47人以上となることを基本とし、うち就労移行支援事業所については令和元年度実績が0人であるため2人以上、就労継続支援A型事業については1.29倍、9人以上、就労継続支援B型については1.23倍、37人以上となることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
令和元年度の一般就労移行者数	37人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の人数です。(うち就労移行支援0人、就労継続支援A型7人、就労継続支援B型30人)
令和5年度の年間一般就労移行者数【目標値】	就労移行支援 2人 就労継続支援A型 9人(1.29倍) 就労継続支援B型 37人(1.23倍)	令和5年度において施設を退所し、一般就労する方の目標値です。

※1 福祉施設の利用者とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の利用者をいいます。

※2 一般就労とは、一般企業等に就職すること(就労継続支援(A型)および福祉工場の利用は除く)、在宅就労および自ら起業することをいいます。

イ 就労定着支援の利用者数

令和5年度における福祉施設利用者のうち、就労定着支援事業の利用者について、目標値を定めます。

(7) 就労定着支援事業の利用者数

【国の基本指針】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。また、当該目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【本市の目標】

就労移行支援事業所数および利用者数が少ないことから、就労移行支援事業の拡充を図りつつ、令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを基本とし、さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
就労移行支援事業利用者		
令和元年度実績	3人	令和元年度の実績数です。 ※就労移行支援事業所数2(令和2年10月現在)
令和5年度【目標値】	39人	令和5年度末に就労移行支援事業所を利用する方の目標値です。
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業利用率		
令和元年度実績	2.7%	令和元年度の実績数です。
令和5年度【目標値】	70%	令和5年度末での就労定着支援事業所利用率の目標値です。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所		
令和元年度実績	0%	令和元年度の実績数です。
令和5年度【目標値】	70%	令和5年度末での就労定着率の目標値です。

④ 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【本市の目標】

本市においては、基幹相談支援センターを設置し、専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保していることから、引き続き相談支援体制の充実・強化等に努めてまいります。

⑤ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

都道府県および市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【本市の目標】

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の提供体制の検証や、請求の過誤を無くすための取組など、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

(2) 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)と見込量確保のための方策

① 訪問系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
居宅介護	障がい者等の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行います。	障害支援区分1以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）の方 なお、身体介護を伴う通院等介助にあつては、障害支援区分2以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を要する方の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行うほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。	障害支援区分4以上の方で、 ア) 二肢以上に麻痺等があり、 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定された方
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な支援を行います。	視覚障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けた方で、移動が著しく困難で、かつ国の定める基準に該当する方
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常時介護を要する方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他必要な援助を行います。	障害支援区分3以上の方で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）等の合計点数が10点以上の方
重度障害者等包括支援	常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、居宅介護その他複数の障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援を行います。	障害支援区分6の方で、意思疎通に著しい困難を有する方で、次のいずれかに該当する方 ア) 重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある方のうち人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者又は最重度知的障がい者 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の方

イ 見込量の推計方法

居宅介護、重度訪問介護および同行援護については、現在の各サービス利用者数に伸び率を勘案して実利用者の見込み、サービス量を算出しました。

行動援護および重度障害者等包括支援については、実施事業者がないことから、令和3年度以降も見込量は0としております。

ウ 訪問系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第5期計画期間の実績値			第6期計画期間の見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護・重度訪問 介護・同行援護・行 動援護・重度障害者 等包括支援	時間	9,956	10,592	11,269	11,987	12,752	13,566
	人	400	409	418	428	438	448

エ サービス量確保のための方策

訪問系サービスは、障がいのある方が身近な場所で生活する上で、必要不可欠な支援であり、地域移行を目指す上でも、今後ますます需要が増えるものと見込まれることから、不足なく必要なサービス提供ができるよう、サービス提供事業者への的確な情報提供等により、安定したサービス供給ができる体制の整備に努めます。

なお、これまで実績のない行動援護、重度障害者等包括支援については、潜在的な利用者ニーズの把握や可能な範囲でのサービス提供事業者の確保に努めます。

② 日中活動系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
生活介護	障害者支援施設等において、主として日中に入浴、排せつおよび食事等の介護を実施するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で、障害支援区分3以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分4以上）の方</p> <p>50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上）の方</p> <p>障害者支援施設に入所する方で、障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要を認めた方</p>
自立訓練 （機能訓練）	身体障がい者又は難病等対象者に対して、身体機能の回復等に必要な理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションや生活等に関する相談や助言などの支援を行います。（標準利用期間は18か月）	<p>身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者で、</p> <p>ア) 入所施設や病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p> <p>イ) 特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能維持・回復などの支援が必要な方</p>
自立訓練 （生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある方に対して、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。（標準利用期間は24か月）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者
就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行います。（標準利用期間は24か月）	就労を希望する方で、単独では就労することが困難であるため、支援が必要な65歳未満の方

サービス名	事業内容	対象者
就労継続支援 (A型)	一般企業等に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方
就労継続支援 (B型)	一般企業等に雇用されることが困難な方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される方
就労定着支援	就労の定着に向けて、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、事業所や医療機関等の関係機関との連絡調整や本人に対する指導・助言等の支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方
療養介護	医療と常時介護を要する方に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を行います。	ア) 筋萎縮性側索硬化症(A L S)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害支援区分が6の方 イ) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で、障害支援区分が5以上の方
短期入所 (福祉型)	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	障害支援区分1以上(障がい児の場合は短期入所の単価区分1以上)の方
短期入所 (医療型)	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	ア) 障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 イ) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方若しくは区分5以上に該当する重症心身障がい者(障がい児の場合は重症心身障がい児)

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等も勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込み、実利用者数を推計し、その数値に令和元年度の各サービスの一人当たりの月平均利用日数を乗じて見込量を算出しました。

なお、生活介護、就労継続支援（B型）については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の入所者数は含んでいません。

ウ 日中活動系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第5期計画期間の実績値			第6期計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	16,456	16,997	17,556	18,135	18,733	19,351
	人	850	868	886	905	924	943
自立訓練 (機能訓練)	人日	103	39	15	15	15	15
	人	10	2	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日	629	303	146	146	146	146
	人	42	24	14	14	14	14
就労移行支援	人日	252	76	23	197	354	512
	人	18	7	3	15	27	39
就労継続支援A型	人日	1,729	1,920	2,132	2,367	2,627	2,916
	人	88	98	109	121	135	150
就労継続支援B型	人日	13,702	14,300	14,924	15,581	16,266	16,981
	人	812	847	884	922	962	1,003
就労定着支援	人	1	1	1	1	1	34
療養介護	人	74	74	74	74	74	74
短期入所 (福祉型)	人日	346	375	406	440	477	517
	人	83	89	95	102	109	117
短期入所 (医療型)	人日	108	96	85	85	85	85
	人	23	21	19	19	19	19

エ サービス量確保のための方策

サービス利用者のニーズを把握し、身近な場所で生活する上で希望するサービスが利用できる提供体制の整備に努めてまいります。

なお、就労移行支援および就労継続支援等については、より多くの就職希望者が一般就労につながるよう、各就労支援機関と一体となった取り組みを進めていきます。

③ 居住系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	障がい者 (ただし、身体障がい者にあつては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。)
施設入所支援	主として夜間に、施設において、入浴、排せつおよび食事の介護等、その他必要な日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4以上(50歳以上の場合は3以上)の方 生活介護を受けている方で、障害支援区分4(50歳以上の場合は区分3)より低い方、又は就労継続支援B型を受けている方で、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた方
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、生活力等を補う観点から、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。	障害者支援施設やグループホームを利用していた知的障がいや精神障がいのある方で、一人暮らしを希望する方

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを考慮して見込みました。

なお、施設入所支援については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の継続入所者数は含んでいません。

ウ 居住系サービスの見込み

区 分	単位/月	第5期計画期間実績値			第6期計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	243	252	261	271	281	291
施設入所支援	人	490	491	492	484	477	469
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1

エ サービス量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行を進めるため、共同生活援助事業所（グループホーム）の利用者のニーズを図りながら、必要なサービス提供量の確保に努めていきます。

また、安定したサービスの提供体制を確保するため、事業所の運営面等に対する指導や助言など、経営の安定化を支援していきます。

④ 相談支援

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービス利用者に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。	ア) 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 イ) 精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	居宅における単身等の障がい者を対象とした、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	居宅において単身であるか、又は家庭の状況等により、同居している家族による緊急時の支援を受けられない方

イ 見込量の推計方法

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する方すべてに対して、提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

地域移行支援および地域定着支援については、入院中の精神障がい者や福祉施設入所者、更生施設退所者数を考慮して見込みました。

ウ 相談支援の見込み

区分	単位/月	第5期計画期間実績値			第6期計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	386	420	457	497	541	589
地域移行支援	人	0	0	0	0	1	2
地域定着支援	人	0	0	0	0	1	2

エ サービス量確保のための方策

障害福祉サービス利用者個々のニーズにあった計画的な支援が提供可能となるよう、指定相談事業所との連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

⑤その他の活動指標

ア 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(7) 事業内容

地域生活支援拠点等を設置するとともに、その機能の充実を図るため、年1回以上運用状況を検証・検討します。

(イ) 実績および見込み

区 分		第5期計画期間実績値			第6期計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等(新規)	設置箇所数	1	1	1	1	1	1
	検証回数	—	—	—	1	1	1

(ウ) 見込み量確保のための方策

平成30年度から拠点等が市内の東部において稼働しておりますが、拠点を運営している関係事業者から出された課題やその対応等について市として取りまとめ、秋田市障がい者総合支援協議会で検証・検討し、拠点等が有する機能の充実に努めていきます。

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(7) 事業内容

保健、医療および福祉関係者による協議の場を設置し、地域の課題等を共有するとともに、精神障がいのある方の地域移行および地域定着を図るため、協議の場における目標の設定および評価を行います。

また、地域移行支援や地域定着支援等のサービス提供により、精神障がいがある方の地域移行および地域定着を推進します。

(イ) 協議の実施等の見込み

区 分		第5期計画期間実績値			第6期計画期間の見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場（新規）	開催回数	—	—	—	0	1	1
関係者の参加（新規）	人数	—	—	—	0	8	8
目標設定および評価（新規）	実施回数	—	—	—	0	1	1

(ウ) 地域移行等に係るサービスの見込み

区 分	単位/月	第5期計画期間実績値			第6期計画期間の見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
精神障害者の地域移行支援（抜粋）	人	—	—	—	0	1	2
精神障害者の地域定着支援（抜粋）	人	—	—	—	0	1	2
精神障害者の共同生活援助（抜粋）	人	—	—	—	112	116	121
精神障害者の自立生活援助（抜粋）	人	—	—	—	0	0	1

(エ) サービス量確保のための方策

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを活用し、精神に障がいがある方の地域における生活に必要な支援方法や効果的な施策について協議し、実現に向けて検討してまいります。

また、障害福祉サービス利用者個々のニーズにあった計画的な支援が提供可能となるよう、指定相談事業所との連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

ウ 相談支援体制の充実・強化のための取組

(7) 事業内容

基幹相談支援センターが主体となり、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者に対する指導・助言および人材育成の支援等を行います。

(イ) 相談支援体制の充実・強化のための取組の見込み

区 分		第5期計画期間実績値			第6期計画期間の見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的な 相談支援	実施の有無	—	—	有	有	有	有
訪問等による専門的な 指導・助言	件数	—	—	—	5	5	5
人材育成の支援	件数	—	—	—	5	5	5
相談機関との連携 強化の取組	実施回数	—	—	—	11	11	11

(ウ) 見込み量確保のための方策

相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実・強化に必要な取組を進めてまいります。

エ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

(7) 事業内容

障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組として、県が実施する各種研修会への市職員の参加や、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのかを検証するほか、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することで障害福祉サービスの質の向上を図ります。

(イ) 取組の見込み

区 分		第5期計画期間実績値			第6期計画期間の見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害福祉サービス 等に係る各種研修 の活用	参加人数	—	—	—	1	1	1
	障害者自立支援支払 等システムによる 審査結果の共有	—	—	—	有	有	有
	実施回数	—	—	—	1	1	1
指導監査結果の関係 市町村との共有	体制の 有無	—	—	—	有	有	有
	実施回数	—	—	—	1	1	1

(ウ) 取組のための方策

県が開催する研修等の積極的な情報収集および参加、他市町村との事業者による請求に係る過誤情報共有などにより、相互の情報交換による障害福祉サービスの質の向上を図ります。

3 第2期秋田市障がい児福祉計画

(1) 令和5年度の数値目標（成果目標）

① 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の確保に関する成果目標を定めます。

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

(ア) 児童発達支援センターの設置

【国の基本指針】

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【本市の目標】

本市においては、すでに児童発達支援センターがあることから、これを活用し、引き続き障がい児支援を推進し、必要なサービスの提供に努めてまいります。

(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【国の基本指針】

令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【本市の目標】

本市においては、すでに保育所等訪問支援のサービス提供を行っており、引き続き必要な提供量の確保に努めていきます。

イ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【本市の目標】

本市においては、すでに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所があることから、引き続き必要な提供量の確保に努めていきます。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【本市の目標】

令和4年度末までに協議の場の設置を目指すとともに、コーディネーターの配置に努めていきます。

(2) 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)と見込量確保のための方策

① 障害児通所支援等

障がい児を対象とした支援については、児童福祉法において、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」に区分しております。

なお、「障害児入所支援」については、その実施主体が都道府県となることから、この計画には盛り込まれておりません。

ア 障害児通所支援等の事業内容および対象児童

事業名	事業内容	対象児童
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童を、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援および治療を行います。	
放課後等デイサービス	就学している障がい児を、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援等を行います。	
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、外出することが著しく困難な場合に障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障がい児に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	
医療的ケア児コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員などの配置を行います。	

イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを考慮して見込みました。

また障害児相談支援については、障害児通所支援等を利用する障がい児すべてに対して提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

ウ 障害児通所支援の見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第1期秋田市障がい福祉計画期間の実績値			第2期秋田市障がい児福祉計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	1,097	1,257	1,385	1,526	1,681	1,852
	人	147	173	187	202	219	237
医療型児童発達支援	人日	38	31	25	30	30	30
	人	9	7	6	7	7	7
放課後等デイサービス	人日	4,060	4,784	5,508	6,232	6,956	7,680
	人	322	374	414	459	509	564
保育所等訪問支援	人日	1	3	4	5	6	7
	人	1	3	4	5	6	7
居宅訪問型児童発達支援	人日	1	5	7	9	11	13
	人	1	1	7	9	11	13
障害児相談支援	人	85	115	145	185	235	295
医療的ケア児コーディネーター配置	人	0	0	0	0	1	1

エ サービス量確保のための方策

乳幼児期から学校卒業まで住み慣れた地域で一貫した支援が受けられる体制の整備と、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう学校や障害児通所支援事業所、障害児入所支援事業所、障害福祉サービス提供事業所など関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

なお、障害児入所支援については、サービス利用者の利便性の観点からも、障害児通所支援とあわせ障がい児支援として一体的な支援が必要であることから、都道府県と連携を図っていきます。

また、障害児相談支援については、障害児通所支援等の利用者個々のニーズに沿った計画的な支援が提供可能となるよう、指定障害児相談事業所と連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

4 地域生活支援事業の実施に関すること

地域生活支援事業は、障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市の社会資源や利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業です。

(1) 実施する事業の内容

事業名	事業内容
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい児(者)や難病患者等(以下、「障がい者等」という。)に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行います。
(2) 自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動に対して支援します。
(3) 相談支援事業	
① 障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	障がいに関する総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止など、障がいに対する地域の相談支援の拠点として、中核的な役割を担い総合的な相談業務を行います。
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

事業名	事業内容
(6) 意思疎通支援事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
② 手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者を設置します。
(7) 日常生活用具給付等事業	
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台や、特殊マットなどの、障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者および介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
② 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障がい者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
③ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者等の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
④ 情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
⑤ 排泄管理支援用具	ストーマ用装具などの障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座を開催します。
(9) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促します。
(10) 地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。

事業名	事業内容
(11) 障害児等療育支援事業	在宅療育等に関する相談・各種福祉サービスの提供の援助・調整等を行い在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)の地域生活を支援します。
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、要約筆記者を養成します。
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	視覚や聴覚に障がいのある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援ならびに外出する際の移動介助を行う方を養成します。
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業（新規）	失語症により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、失語症者向けの意思疎通支援者を養成します。
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、広域的な派遣などの対応が必要となる場合に手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	視覚や聴覚に障がいのある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援ならびに外出する際の移動介助を行います。
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業（新規）	失語症により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、失語症者向けの意思疎通支援者を派遣します。
(14) 広域的な支援事業	
① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業	
ア 地域生活支援広域調整会議等事業（新規）	精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように保健・医療・福祉関係者による協議を行い、精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援および地域生活を継続するための支援等を行います。

事業名	事業内容
(15) 任意事業	
①【日常生活支援】 福祉ホーム事業	住宅を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供します。また、福祉ホームの運営費の一部を助成します。
②【日常生活支援】 訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居室において入浴サービスを提供します。
③【日常生活支援】日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	特別支援学校に通学する小中高生が、放課後および夏休み等の長期休暇中に活動する場を確保するとともに、障がい児を持つ保護者の就労を支援します。
イ 短期入所型	障がい者等を介護している家族が一時的に介護できない場合に、障がい者等の日中における支援や活動の場を確保するため、日中の一時預かりを行います。
④【社会参加支援】	
ア レクリエーション活動等 支援	レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流等に資することや、スポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会を開催します。
イ 文化芸術活動振興	障がいのある方の文化芸術活動を振興するため、制作した芸術作品をより多くの方の目に触れるような機会を設けます。
ウ 点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、市の広報紙の点字版および音声版を発行します。
エ 自動車運転免許取得事業	障がい者が運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。
オ 自動車改造助成事業	障がい者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み（活動指標）

本市では、これまで実施してきた実績や、障がいのある方のニーズ等も踏まえながら、事業内容等について検討し、身近できめ細かなサービスを行えるようさらなる体制の整備に努めていきます。

なお、第6期計画期間の事業量については、第5期計画期間の実績をもとに、事業内容に応じて、今後の利用者数の伸び等を勘案して以下のように見込んでいます。

事業名		第5期計画期間の実績			第6期計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	設置の有無	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	10人	10人	10人	12人	12人	12人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	—	—	—	—	—	—
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	258件	301件	287件	286件	286件	286件
② 手話通訳者設置事業	実設置者数	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	実利用件数	2,290件	2,243件	2,034件	2,221件	2,221件	2,221件

事業名	第5期計画期間の実績			第6期計画期間の見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	給付件数	20件	20件	30件	30件	30件	30件
② 自立生活支援用具	給付件数	58件	53件	52件	52件	52件	52件
③ 在宅療養等支援用具	給付件数	54件	104件	104件	104件	104件	104件
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	54件	71件	57件	57件	57件	57件
⑤ 排泄管理支援用具	給付件数	7,589件	7,605件	7,518件	7,518件	7,518件	7,518件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	7件	12件	8件	8件	8件	8件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実修了者数	27人	29人	0人	24人	24人	24人
(9) 移動支援事業	実利用者数	43人	40人	30人	43人	46人	49人
	延べ利用 時間数	1,289時間	1,027時間	793時間	1,127時間	1,205時間	1,284時間
(10) 地域活動支援センター ※下段の数値は他市町村に所在する 地域活動支援センターの利用分	実施箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	168人	156人	153人	156人	157人	158人
		2人	2人	2人	2人	2人	2人
(11) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
① 手話通訳者・要約筆記者養成 研修事業 ※令和元年度から秋田県が事業 を実施しているため、本市で の実施予定無し	実修了者数	7人	0人	0人	0人	0人	0人
② 盲ろう者向け通訳・介助員養 成研修事業	実修了者数	—	—	—	—	—	—
③ 失語症者向け意思疎通支援者 養成研修事業 (新規)	実修了者数	—	—	—	事業実施についてはその必要 量を調査し、検討します。		

事業名	第5期計画期間の実績			第6期計画期間の見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	3人	16人	0人	6人	6人	6人
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用件数	—	—	—	—	—	—
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業(新規)	実利用件数	—	—	—	事業実施についてはその必要量を調査し、検討します。		
(14) 広域的な支援事業							
① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
ア 地域生活支援広域調整会議等事業(新規)	開催回数	—	—	—	0回	1回	1回
(15) 任意事業							
① 【日常生活支援】福祉ホーム事業	実施箇所数	—	—	—	—	—	—
	実利用者数	—	—	—	—	—	—
② 【日常生活支援】訪問入浴サービス事業	実利用者数	8人	9人	10人	10人	10人	10人
③ 【日常生活支援】日中一時支援事業							
ア 放課後支援型 ※令和3年度事業終了予定	実施箇所数	2か所	2か所	0か所	—	—	—
	実利用者数	10人	7人	0人	—	—	—
イ 短期入所型	実施箇所数	16か所	16か所	16か所	18か所	18か所	18か所
	実利用者数	149人	141人	146人	156人	156人	156人

事業名	第5期計画期間の実績			第6期計画期間の見込み			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
④ 【社会参加支援】							
ア レクリエーション活動等 支援 上段：スポーツ教室 下段：スポーツ大会	開催回数	1 教室	1 教室	0 教室	1 教室	1 教室	1 教室
		1 大会	1 大会	1 大会	1 大会	1 大会	1 大会
	実参加者数	14人	15人	0人	15人	15人	15人
		35人	30人	29人	30人	30人	30人
イ 文化芸術活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
ウ 点字・声の広報等発行事業 上段：点字広報 下段：声の広報	実利用者数	35人	33人	32人	32人	32人	32人
		48人	49人	50人	50人	50人	50人
エ 自動車運転免許取得助成 事業	助成件数	9 件	9 件	8 件	8 件	8 件	8 件
オ 自動車改造助成事業	助成件数	15件	10件	9 件	9 件	9 件	9 件

(3) 各事業の見込量確保のための方策

事業名	見込量確保のための方策
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい者週間などの機会や公共媒体を活用し、理解促進・啓発に努めます。
(2) 自発的活動支援事業	事業の周知・PR活動を行うとともに、「障がい者に対する理解の深化」「社会的障壁の除去」「地域の居場所づくり」等に向けた自発的な活動の普及・啓発を行います。
(3) 相談支援事業	
① 障害者相談支援事業	既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
基幹相談支援センター	障がいに対する地域の相談支援の拠点として、障がいに関する総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止などの相談支援を行うとともに、地域の相談支援体制の充実・強化等に努めます。

事業名	見込量確保のための方策
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
③ 住宅入居等支援事業	相談支援事業と一体的に対応していきます。
(4) 成年後見制度利用支援事業	制度の周知に引き続き努めるとともに、制度利用が必要なケースには、すみやかに対応します。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	高齢者福祉部門と連携を図り、事業のあり方について検討を進めていきます。
(6) 意思疎通支援事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	登録の手話通訳者・要約筆記者の増員に努め、利用者のニーズに対応できるようにします。
② 手話通訳者設置事業	関係機関との連携を図り、継続した手話通訳者の確保に努めます。
(7) 日常生活用具給付等事業	現在の実施体制を継続し、利用者から申請があった際には、円滑な給付に努めます。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	研修指導員の養成に努め、質の高い研修の実施を継続します。
(9) 移動支援事業	既存のサービス提供事業所により対応していきます。また、利用者のニーズ等の把握に努め、支援体制の充実に努めます。
(10) 地域活動支援センター	<p>現在の実施体制を基本として、事業の充実に努めます。なお、安定した運営のために機能強化事業の対象となるよう支援していきます。また、他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する本市出身の障がい者[*]がいる場合、支援をしていきます。</p> <p><small>※本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方</small></p>
(11) 障害児等療育支援事業	現在の実施体制を継続していきます。
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	秋田県で事業を実施していることから、本市で事業実施の予定はありません。
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研修のあり方について、今後、県も交えて検討していきます。

事業名	見込量確保のための方策
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業（新規）	失語症者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研究およびニーズ調査をするとともに、研修の実施については県も交えて検討していきます。
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	養成研修を実施し、通訳者等の派遣体制の確保に努めます。
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研修のあり方について、今後、県も交えて検討していきます。
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業（新規）	失語症者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研究およびニーズ調査をするとともに、研修の実施については県も交えて検討していきます。
(14) 広域的な支援事業	
① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業	
ア 地域生活支援広域調整会議等事業（新規）	精神障がい者に理解がある保健・医療・福祉関係者から参加を募り、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、有効な支援について協議できる場の設置を目指します。
(15) 任意事業	
① 【日常生活支援】福祉ホーム事業	現在市内には実施事業所はありませんが、本市出身の入居者が、他市で福祉ホームを利用する場合※には、運営費補助を実施してまいります。 ※本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方
② 【日常生活支援】訪問入浴サービス事業	現在の実施体制を継続していきます。
③ 【日常生活支援】日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	令和3年度に事業終了を予定しています。
イ 短期入所型	現行の実施事業所を確保していくとともに、利用者のニーズに応じた柔軟な対応に努めます。

事業名	見込量確保のための方策
④ 【社会参加支援】	
ア レクリエーション活動等支援	幅広い世代の参加者増加のために、開催内容を検討するとともに、周知に努めます。
イ 文化芸術活動振興	障がいのある方の芸術・文化活動を振興するため、障がいのある方が制作した作品の展覧会を開催するなど、より多くの方の目に触れる機会を確保し、障がい者の社会参加の機運を高めるなどの必要な支援を行います。
ウ 点字・声の広報等発行事業	対象者の固定化が見られるため、適切な情報提供の方法を検討します。
エ 自動車運転免許取得事業	現在の実施体制を継続していきます。
オ 自動車改造助成事業	現在の実施体制を継続していきます。